

パートナーシップ宣誓により利用可能となる行政サービスについて

パートナーシップ宣誓書受領証等の提示が必要なサービス等			
	項 目	内 容	担当課
寒川町	個人町県民税課税資料の閲覧	同一世帯で生計を同じくしている同居のパートナーは、閲覧申請時に委任状を省略できます。	税務収納課
	課税状況等の照会	同一世帯で生計を同じくしている同居のパートナーは、課税状況等の照会時に委任状を省略できます。	
	土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産税・都市計画税の課税内容の照会	同一世帯で生計を同じくしている同居のパートナーは、縦覧及び課税内容の照会時に委任状を省略できます。	
	犯罪被害者等見舞金支給申請	受領証を持つパートナーであれば、交付申請を受付けます。	町民窓口課

パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能なサービス等			
寒川町	町税に関する証明、閲覧	住民票上、同一世帯で生計を同じくしている同居のパートナーは、税証明等の取得に係る委任状を省略できます。	税務収納課
	寒川町災害見舞金支給条例に規定される弔慰見舞金の支給	被災者と生計を一にしていた者又は被災者の遺言で指定されている者については支給可能 ※遺言で指定されている場合を除き、配偶者（事実婚含む）や子、父母等が優先して支給される。	福祉課